

# ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011 『利益と害についてのケースブック』2

## ケーススタディー2-11：選択的治療

翻訳 伊東美佐江

JとMは、一か月の結合双生児（である。それぞれが、腕や足と同様に、各自の脳、心臓、肺やその他の生命維持に必要な臓器を持っている。彼らは腹部の下部で接合している。

重要な外科的複雑性があるけれども双生児は分離することができる、しかし、手術はより弱い双生児を死なせることになるだろう。Mの肺や心臓は、彼女の血液を酸素化し、血液を体中に押し出すには十分に強くない。もし、彼女が单体児で生まれるのであれば、生存可能ではなかったであろう。蘇生は断念させられ、彼女は出生後間もなく亡くなるであろう。共通の動脈がより強い彼女の姉妹に生命を維持するための酸素化された血液を彼女たち双方に送り出すことを可能にしているゆえに、彼女は生きている。

分離はその共通の動脈を締めて、それから切断することを求める予定であった。そのように行う数分間の間にMは死ぬだろう。たとえ手術が行われないとしても、Jの心臓が最終的には働くなくなるので、両方の双生児は3か月から6か月の間に、またはたぶんもう少し後に死ぬであろう。

両親は彼ら自身を手術に同意するようにすることはできなかった。彼らの目には、双生児は平等であり、彼らは他方を助けるためでさえも一方を殺すことに賛同できない。信心深いローマ・カソリック教徒として、彼らは彼らの子供たちがあるがままに悩まされていることは神の意思であり、彼らは神の手の中にいなければならぬと誠実に信じている。

医師は、Jに価値のある人生を与える手術を実行することができると確信している。普通に言って、Jは普通の、あるいはかなり普通の生活を送りであろう。そしてMとは反対に、彼女の平均余命は正常である。

**手術はマリーの死を引き起こすであろうということを知りながら、病院は双生児を分離すべきであろうか。**

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

**YES** もし、双生児を分離しなければ、彼女たちは両方とも数カ月以内に死ぬであろうから、病院は手術を実行すべきである。しかし、もし手術が実行されれば、Jは普通の生活を楽しむであろう。したがって、Jが分離から得られるかもしれない利益は、確実に起こるであろうMへの害を、たとえその害がMの死であるとしても、正当化する。

**NO** 結果が別の患者の確かな死である場合、手術が実行されることは倫理的でも道徳的でもない。どの生命が奪われどの生命が生き残るのかを決めることは、病院の権利でも権威でもない。

## 本ケースについてのノート

### 判決

上述の事例は、その国の控訴裁判所で審議された。法廷は、手術は **J** に比較的普通の生活を与えることが予測できるであろうと結論づけた。その手術は **M** の生命を短くするであろうが、しかし、いざれにしても彼女は死ぬように運命づけられている。**J** は明らかに独立の尊厳に対する完全な資格 (claim) を持ち、それは人間として彼女の権利 (entitlement) である。人生を生きるの能力は、その処置が実行される如何にかかわらず、損なわれているので、**M** は死ぬべく「指名」されている。**J** の完全な人生に対する見通しは、**M** の確かな死を進めることによって釣り合う。その天秤は、**J** に有利に大きく傾く。

それぞれの子どもが個別に自分の生きる権利をどのように行使できるかを無視することは不可能である。**M** は生きる権利を持っているかもしれないが、しかし、彼女は生き続ける権利がほとんどない。彼女が生きていのるは、遠慮なしに言えば、そうはいっても正確には、彼女が **J** からの生きるための血液を吸い取っている以外の何ものでもないからである。彼女は **J** が生きている期間のみ生きるだろう。**J** は身体が対応できなくなるので、長くは生きられないであろう。**M** の寄生的な生活が、**J** が生きることを止める原因となるであろう。

たとえ、とても異常に維持されている生命を犠牲しなければならないという損失があるとしても、有利にこの機会を使うことのできる実質的な身体の状態である子どもに生きる機会を与えることは、その双生児の最善の利益である。**J** の利益に対して **M** の利益のバランスをとること、そして、**M** の利益に対して **J** の利益のバランスをとるなかで、最も少ない害のない選択は、手術の実行を許可することである。

本事例では、手術の目的は、**J** に長く比較的普通の生命に対する理にかなった良い見通しを与えるために、その双生児を分離することである。**M** の死は、避けられない結果であるけれども、手術の目的ではない。手術は、彼女を死に至らしめるかもしれないが、人間として肉体的な統合性はもたらされるであろう。彼女は、意図的に殺されるのではなく、彼女自身の身体が生命を維持できないので、亡くなるである。

一方に利益を与えることが他方に害を与えることになるとき、その両者のために行動する義務は、最も困難な倫理的葛藤のひとつであり、医師は利益と害を比較検討すべきである。結合双生児の事例では、我々は以下のように葛藤を表わすことができる：双生児を分離することを拒むことは彼女の早期の死亡を引き起すため、尊厳を持って生きる **J** の権利を損なう。**M** は、**J** の死を超えて尊厳を持って生きる権利を主張できない。**J** の命は、その意味では脅かされていないので、彼女は **M** と同じくらい長く生きることができる権利を主張する必要はない。**M** の死亡後に生きることは彼女にとって可能であることであるが、自分の姉妹に結合されている限り生命が脅かされているのは **J** である。つまり、**M** はその生命を主張する権利を持っていない。両方の双生児が双方にとって可能となる生活を生きる権利を満足させることは不可能である。したがって、彼女たちの権利のひとつを、無視しなければならない。双生児を分離することを差し控える選択は、**J** の権利を否定する。彼女たちを分離することは **M** の権利を否定する。だから、どちらの権利がより大きいと考えられるかを決定することが問題になる。明らかに、**J** はより重い権利を失うことになり、双生児を分離する決定は適切に正当化されることができ、他方、無介入は正当化できない。

**M** が **J** に完全に依存していることが、この差別 (discrimination) を可能にする。もし、子どもたちが異なる親の元に別々に生まれ、ひとりが他方より生きる機会が少ないとしたら、

それぞれの生命を延長する治療を行う価値がある人間を、二人の中から選ぶことは、道徳的に受け入れられないであろう。

## ディスカッション 選択的治療

本事例は、生命倫理におけるいくつかの重要で顕著な原則に焦点を向けている：第一に、二重結果の原則である。つまり、利益を意図された介入が、不幸なよく知られる副作用も持っている。これらの副作用を成し遂げることが介入の目的ではないので、利益の要素が介入を正当化する。（この原則は通常、苦悩を軽減するために、呼吸抑制や生命を短くしてしまう結果になるという可能性を伴った、終末期のがん患者に対するジアモルヒネ投与のような、終末期の治療に適用される。）

本事例へのその適用は、もちろん、二人の患者が関わり、一方の利益が他方の死亡に対置されているという事実によって複雑になる。にもかかわらず、Jの生命を助けるために、継続されるJによるサポートをMに与えることを否定し、このように彼女の死を早めてしまう副作用を知っていてさえ、その介入の適切な意図の結末には得るところがある。もちろん、もう一つの選択肢は、どちらの生命も救わないことしかない。

別の課題として、殺すことと死ぬに任せることの区別に関する議論がある。ある者たちはそのような区別は何もないと主張する一方で、他の者たちは多くの状況で違いがあると主張する。後者のグループは、どんな状況でもMの死亡が必然的なものと見るだろう。そしてJによるMの生命維持を除去することは、Mを死ぬに任せることでJに生きることを許すことになると注目するだろう。そして、もし殺すことと死ぬに任せることの区別が否定されるなら、介入しないことは、Jを不必要に死なせることにより、Jを殺す結果になる。